

近江八幡市パートナーシップ宣誓制度について

■目的

一方または双方が性的マイノリティーであるカップルが、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、宣誓したことを市が公式に証明する宣誓受領証を交付する「パートナーシップ制度」を導入する。

この制度により法律上の効果が生じるものではないが、性的マイノリティーのカップルを公的に認めることにより、これらの方々の日常生活での生きづらさを軽減するとともに、全ての市民が多様な生き方、価値観を認め合い、互いの人権を尊重し合えるまちとなることを目指す。

■性的マイノリティとは

性的指向(恋愛、性愛の対象)が異性に限らない者または性自認(自身が認識している性)が出生時の性と異なる者。

L(レズビアン:女性同性愛者)、G(ゲイ:男性同性愛者)、B(バイセクシャル:両性愛者)、T(トランスジェンダー:心の性と体の性に違和感をもつ人)、Q(クエッションズ:自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人)の頭文字をとって LGBTQとも呼ばれる。

※LGTBQ 以外にも多様な性が存在します。

■宣誓ができる人

- ・一方または双方が性的マイノリティーである。
- ・双方が成年に達している。
- ・一方または双方が近江八幡市内に住所を有している(転入予定者を含む)。
- ・双方に配偶者(事実婚を含む)がない。
- ・双方以外にパートナーシップ関係にある者がいない。
- ・双方が、親族(直系血族、3親等以内の傍系血族、直系姻族)の関係にない。ただし、双方がパートナーシップ関係を前提として養子縁組をしている場合を除く。

■宣誓に必要なもの

- ・現住所が確認できる書類(住民票等)または市内に転入することが確認できる書類(転出証明書等)
- ・独身であることを証明できる書類(戸籍抄本等)
- ・本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・通称名を使用する場合、通称名を日常使用していることを確認できる書類等

■宣誓書受領証の提示により想定される利用可能となるサービス 別紙のとおり